自治体 しがの仲間
発行責任者 滋賀県自治体労働組合総連合（滋賀自治労連）委員長 杉本 高
〒520-0051 滋賀県大津市梅林1丁目3番30号 電話077-527-5511/FAX 077-527-5522
2023年 9 月　No.344

# 初任給大幅改定も地域手当非支給地では依然大幅な「民高公低」地域手当はこの1年の運動が勝負!!

## 2023 人事院勧告

人事院は8月7日に内閣および国会に対し、①公務員人事管理に関する報告②職員の勤務時間の改定に関する勧告③職員の給与に関する報告④職員の給与の改定に関する勧告（まとめて「人勧」と呼んでいます）を行いました。

例年の人勧は、i給与に関する報告ii（必要があれば）給与改定に関する勧告iii公務員人事管理に関する報告iv（必要があれば）公務員人事管理にかかわる法改正の勧告という順番になっていますが、今年の人勧は「公務員人事管理に関する報告」が先頭になっています。そして、昨年は16ページあった給与報告本文が14ページとボリュームダウンしており、通例だと給与報告の中で示されるはずの「給与制度のアップデート」の骨子案が公務員人事管理に関する報告に示されていることが大きな特徴です。

### 給与改定概要

給与報告では①2023年4月の民間給与と国家公務員給与の格差は3,869円（0.96%）公務が下回っており②2022年8月から2023年7月までの一時金支給月数は民間4.49月分で公務（4.40月）が0.09月分下回っているとしています。

月例給については、行政職（一）は高卒初任給（1級5号給）を12,000円（7.8%）、一般職大卒初任給（1級25号給）を11,000円（5.9%）それぞれ引上げ、若年層が在職する号給に重点を置き、そこから改定率を低減させる方法ですべての号給で最低でも千円の引上げ改定をしています。他の給料表も行（一）との均衡を基本に改定しています。今回の初任給改定で全国平均では大卒、高卒とも民間と均衡しますが、地域手当非支給地域では民間を大きく下回る状況が継続（詳細は次の人事院説明会の記事参照）します。

また、一時金については0.1月分（小数点以下2桁を二捨三入、七捨八入）の改定とし、期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.05月引き上げます。期末手当の引き上げは1997年以来26年ぶりになります。人事院は期末手当と勤勉手当の比率を民間の一律支給分と査定支給分の比率に合致させることを基本にしており、改定前の比率2.4月:2.0月（=55:45）がほぼ民間と合致していると判断したようです。

### 人事院説明会

人事院近畿事務局は8月8日、近畿公務共闘を対象に勧告説明会を開催しました。これは近畿事務局を会場に本院をオンラインで結び、実務担当者向け資料などについて本院担当者が説明し、各参加者の質疑にオンタイムで回答する形式でした。

滋賀自治労連は、①官民人事交流だけでなく国と地方とのフラットな人事交流を検討すべき、②外部人材の採用だけでなく長年の経験を有する非常勤職員の正規採用を検討すべき、③地域手当を大ぐくり化するのであれば、賃金センサスを用いた賃金指数ではなく、各地域単位で職種別民間給与実態調査を用いた国家公務員基準のラスパイレス比較を行い、全国平均との較差を用いて地域手当の支給率を決定すべきの3点を要請しました

なお、初任給改定について人事院は、「初任給を1万円を超えて引き上げるのは33年ぶりである。改定前は全国平均で大卒初任給は約8,000円、高卒初任給は約9,000円、地域手当不支給地の場合は大卒は約18,000円、高卒は約15,000円、それぞれ民間が公務を上回っている。今回の改定によって全国平均では公務が民間を上回るが、地域手当不支給地では依然として改定後も公務が民間よりも下回る状態だ」としました。

## 市長会・町村会と給与制度のアップデートで懇談

8月9日、滋賀自治労連は県市長会と町村会を訪問し、おもに人事院勧告で示された給与制度のアップデートについて「自治体の仲間人勧号外」などを資料に懇談と意見交換を行いました。

市長会との懇談では、滋賀自治労連が今回の勧告でも言及された「こども未来戦略方針」を示し、人材確保と少子化問題が密接に関連していることを指摘すると、明石事務局長は、「若い職員が自立し、結婚して子どもを生み育てていくことができるような制度にしていくことが大事」としました。また、町村会との懇談では、地域手当の大ぐくり化について、滋賀自治労連は「まだ具体的な中身はこれから議論される段階なので、町村会としても国に対して意見や要望を上げていただくとともに、6町一体での議論や運動を深めてほしい」と要請。猪飼事務局長は、「町村にとって（地域手当）は死活問題。いただいた要望は伝える」としました。

## 知っとコラム

### 猛暑でエアコンの電気代が家計を圧迫しています。北海道などでは寒冷地手当が支給されると聞きますが、猛暑手当のようなものを新設すべきではありませんか。

暑い日が続いています。8月1日には大津の最高気温が38.5度（彦根は37.1度）となり、エアコンがフル稼働しています。寒い地域には寒冷地手当があるのに暑い地域には何も手当がないのかということは、よく耳にする疑問です。

太平洋戦争終戦後は、中国東北部（当時の満州）の炭鉱を失い、国内の石炭価格が暴騰していました。1946年に、石炭ストーブが暖房の主な手段であった北海道内に勤務する国家公務員に「石炭手当」が支給されたのが寒冷地手当の始まりです。

その後1949年に日本共産党の加藤充、日本社会党の成田知巳両衆議院議員などが中心となって「国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律案」が議員提案され成立しました。この法律では家屋・被服等対策としての「寒冷地手当」と燃料費対策としての「石炭手当」に分かれており、寒冷地手当は北海道から本州の寒冷地域にまで支給されていましたが、石炭手当は暖房が石炭ストーブによらざるを得なかった北海道に勤務する職員にのみ支給されていました。その後1956年に本州の寒冷地に勤務する職員の燃料費対策として「薪炭手当」が制度化されています。

この制度は8月31日を基準日、11月から2月を支給対象期間として、基準日に一括して支給する手当で、「暖房用の薪炭や被服類は不需要期の夏に購入した方が廉価で調達できるため」という説明などもあります。その後は寒冷地手当に一元化され、1980年頃には愛知川以北の湖北地域や旧永源寺町などが支給対象になっていましたが、制度見直しのたびに対象地域の縮小や手当額の削減が行われ、2005年の改正で旧余呉町と旧朽木村の一部、旧木之本町の一部に支給地域が限定され、現在では県内への支給はなくなっています。寒冷地手当は最低気温と最高積雪深という基準で支給額が決定されていました。

一方で、近年の猛暑は日本国中どこでも発生しており（8月7日の北海道上平町では38.7度を記録）、手当の計算に必要な「掛り増し費用」をどのように計算するのか（電気の使用量増をどう計算するのか、電力料金の高騰をどう見るのか）など多くの問題があります。むしろ、北海道でも冷房がないと熱中症の可能性がある状況では、寒冷地手当のように地域限定の手当で対応すべきではなく、生計費の中にエアコンの償却費や電力料金を反映させ、基本給を引き上げるべきではないでしょうか。

# 自治労連第45回定期大会in宇部
# 住民の幸せと自分の幸せを重ね合わせて 公共を取り戻そう！

**8月27～29日にかけて、自治労連は第45回定期大会を山口県宇部市で開催し、新年度の運動方針と役員体制を確立。4年ぶりの完全リアル開催に全国各地から500人以上が参加し、滋賀からものべ16人が参加・交流しました。以下、本大会での滋賀からの発言概要(2名)を報告します。**

## コロナ危機を乗り越えて得たかけがえのない成果 全国の仲間とつながる

滋賀の青年部を代表して、2022年に「近畿ブロック青年未来プロジェクト」として開催した「ガシッとつながろう！クリスマス交流会」について発言します。

本企画は近畿2府4県の組合員を対象に昨年12月11日に開催され、86人が参加する大きなイベントとなりました。当時は、新型コロナウイルス感染症も5類分類を受ける以前の時期であり、感染症の対策を充分に行いながら、コロナによって長らく機会を失った組合間の繋がりを、再度ガシッと取り戻すことを目標と合言葉に取り組みました。

街歩きスタンプラリー「ミッション9」では、各チームが「動物の写真を撮る！」「ご当地マスコットの写真！」などの9つのミッションに対し、LINEオープンチャットに写真を投稿してスタンプラリーを行いました。また、「オンライン地方クイズ大会」では、各府県のチームで作成した問題を別のチームが回答するクイズ大会で盛り上がりました。当初は、「オンラインでは交流が制限されるのではないか」という懸念も強く緊張感もありましたが、競い合うように和気あいあいとした雰囲気の写真が流れ出し、お題に関係ないような雑談まで飛び交い、目的以上に成功を実感できました。また、各府県のご当地に関する企画を通じて、自らの自治体の魅力を再発見する大きな手応えにもつながり、自治体職員労働組合という要素を思いがけず反映する内容になりました。

本日は全国の各組合がリアルで一堂に会する記念すべき日になりましたが、遠く離れた地域の仲間たちと交流する方法を新たに発見できたことは、コロナ危機という大きな困難を乗り越えたことで得られたかけがえのない成果だと思います。今後も全国の仲間とつながり続ける第一歩にできればと期待しています。

最後に日野町職労としての要望です。日野町は東近江市と甲賀市という地域手当が支給される自治体に囲まれており、地域手当が支給されない当町は保育士や保健師といった専門職を中心に採用試験の受験者すら確保できていません。国では地域手当の支給地域について見直しが行われると聞いています。ぜひとも、隣り合った市町で地域手当が出る、出ないといった人材確保に影響を及ぼすような格差をなくす制度改正となるよう、自治労連本部の取り組みをお願いして私の発言を終わります。

日野町職労　田村　義朗さん

## 地域手当の大ぐくり化はこの秋から来春闘までが勝負！

地域手当が支給されない市町村の人材確保については、自治体の存立を揺るがしかねない事態となっています。ここで強調しておきたいのは、地域手当の性格が国家公務員と地方公務員では全く異なるものだということです。国家公務員にとっては地域手当原資をどのように配分するのかという問題であり、地域手当の支給率で不満があれば霞が関に転勤すれば20%支給されますよ、という問題でもあります。地方自治体でも人事委員会を持つ都道府県や政令市などでは、民調に基づく公民比較により賃金水準が設定できます。しかし、人事委員会を持たない市町村にとっては、総務省による財政的ペナルティもあり、地域手当は給与水準を固定化する問題だということです。ある市町村で採用された職員は中途退職や人事交流等がない限り定年までその市町村で勤務します。地域手当の差が大きな年収格差となり、生涯賃金格差になります。退職手当に地域手当は反映されませんが、年金制度改革により共済組合掛金や年金支給額に地域手当が影響しますので、地域手当による格差が死ぬまで続くということです。

人事院勧告や地方人事委員会勧告が、職種別民間給与実態調査を用いているのに、地域手当だけは賃金センサスを用いています。調査対象の企業規模や抽出率、医師や研究職といった民調では対象外とされている職種が調査対象となっていることなどが隣り合う自治体で大きな差が出る矛盾を生んでいます。

人事院は23人勧の公務員人事管理に関する報告の中で、いわゆる「給与制度のアップデート」の骨子案を示しました。その中で地域手当の支給区分地域の大ぐくり化の方向性が示され、来年の勧告で具体的な内容を示します、この秋から来春闘までが勝負です。

滋賀自治労連
杉本　高さん

滋賀自治労連では、人口5万人以上で唯一地域手当が支給されていない近江八幡市と7月に懇談し、この秋の近畿市長会の重点要望事項とすることができました。勧告直後の8月9日には県市長会、町村会とも懇談し、国に対して要望・運動するように求めました。今後は県内すべての自治体の人事当局との懇談・要請に向けて取り組むこととしています。全国の皆さんの一日も早い立ち上がりを訴えるとともに、本部の素早い情報提供と効果的な運動方針の提起と行動を求めておきます。

## みんなの声

◎職場でコロナ前にしていた活動が少しずつできるようになり、嬉しいです。患者様、家族様に喜んでいただけるよう、気をつけながらやっていきたいです。
S・M　大津市労連

◎温暖化とこれ（エルニーニョ）の影響？で猛暑が続くのか…？プランターの植物たちにも、一日たりとも水が欠かせません。何だか、悲鳴が聞こえてきそうな…『み、水をくれ～！』って。
A・N　自治体一般

◎コロナが収まり、職場でもマスクを外す人がふえてきました。ここ1～2年に入られた方は目だけ見ていた時と全く印象が違うので驚いています。やっぱりマスクがない方が表情がわかっていいですね。
C・K　滋賀県職

◎家族でキャンプに行ってきました。花火にバーベキュー、プールと楽しいことがたくさんできて、リフレッシュになりました。
A・T　栗東市職

◎1泊2日で祖父母の家に行きました。年に2回ほどしか会う機会がなく、元気そうにしていることがわかると嬉しいです。ただ、「動くのが大変」等のように年々、年を重ねているんだなと思うことが増え、あと何回会えるだろうと考えてしまい、寂しさも感じています。一緒にいる時間を大切に過ごしていきたいです。
H・I　日野町職労

## 言ーたい劇場
小菅りや子

▶ WEBで簡単応募ができます

【問題】上の絵と下の絵を比べると7カ所間違いがあります。どこでしょう。

（一次締切）9月15日（金）
（二次締切）9月30日（土）
正解者の中から抽選で図書カードを進呈。（一次締切日を過ぎて郵送された方にも当選権あり。二次締切当選者は翌々月号に発表）

《342号（二次締切）》
《当選者2名》
西藤 ひとみ様　滋賀県職
中里 有里子様　大津市労連

《343号（一次締切）》
《当選者2名》
小松谷 千絵様　滋賀県職
松本 のり子様　大津市労連

《前号の正解》エルニーニョ

【応募方法】
WEB・ハガキ又はFAXで。答え、住所、氏名、単組名、職場のできごと、話題、家族のたよりなど、ひとことお書きください。（匿名不可）

【送り先】
〒520-0051
大津市梅林一丁目3-30
こうぜんビル1F 滋賀県自治体労働組合総連合
FAX 077(527)5522

滋賀自治労連
第60回
定期大会
公開学習会

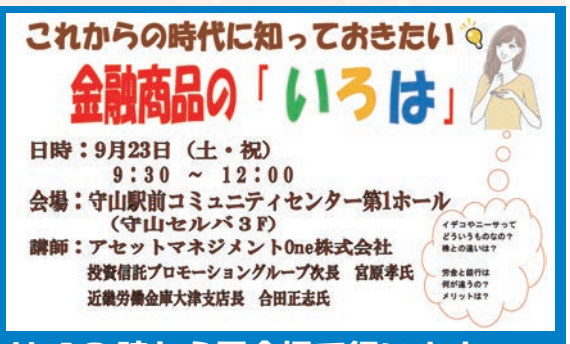


※定期大会は13時から同会場で行います